

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する

任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成十八年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第二項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨) 第一条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第二項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十八年広島県条例第六十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨) 第一条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十八年広島県条例第六十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

広島県知事 様

病院名
所在地
管理者名

次の任意入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第2項の規定により報告します。

任意入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)			(満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
任意入院年月日 (法第20条による入院)	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日	
			入院形態		
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー()	3 身体合併症		
過去12か月間の治療の内容とその結果(過去12か月間の病状または状態像の経過の概要、並びに過去12か月間に行動制限が行われた際はその必要性について)					
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
任意入院継続の必要性 (通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること)					
今後の治療方針					
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他() VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他() VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()				

	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()
本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した主治医氏名	署名

審査会意見	
県の措置	

記載上の留意事項

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「法第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「法第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「法第 33 条の 6 第 2 項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により 1 年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 4 入院時より 6 か月の間に、開放処遇が制限された者の 6 か月経過時の報告においては、過去 12 か月間」とあるのは「過去 6 か月間」と読み替えること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。